

入札参加者の心得〔電子入札用〕

町 田 市

2013年4月

入札参加者の心得〔電子入札用〕

(趣旨)

第1条 この心得は、工事若しくは製造の請負契約、修繕請負契約、業務委託契約、物品の購入契約又は印刷物の製造若しくは製本の請負契約の締結について、町田市（以下「市」という。）が東京電子自治体共同運営電子調達サービス（以下「電子調達サービス」という。）を用いて行う一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者が守らなければならない事項を定めるものとする。

(入札参加資格の認定及び指名の取消)

第2条 一般競争入札に参加する資格を有すると確認された者及び指名競争入札の参加者の指名を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、次の各号の一に該当する場合又は該当することとなった場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 成年被後見人又は被補佐人となったとき
- (2) 破産の宣告を受けたとき
- (3) 「町田市入札参加資格停止措置要綱」の措置要件に該当したとき

2 前項に該当する者に対して行った一般競争入札参加資格の認定及び指名競争入札参加者としての指名（以下「参加資格の認定及び指名」という。）は、市において特別の理由がある場合を除くほか、これを取り消す。また、前項に該当することとなった者に対する参加資格の認定及び指名についても同様とする。

第3条 入札参加者が次の各号の一に該当する者となり、又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該参加資格の認定及び指名は、これを取り消す。

- (1) 契約の履行にあたり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行にあたり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第4条 入札参加者について、経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき、対象案件の競争入札参

加資格を欠いたとき、又は市への提出書類に虚偽の記載をしたときは、当該参加資格の認定及び指名を取り消す。

(入札保証金)

第5条 入札参加者は、自己の見積もる契約金額（単価による入札においては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の3以上の入札保証金を入札執行前に納付しなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部の納付を要しない。

- (1) 保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に係る公告（以下「公告」という。）又は指名競争入札参加者としての指名通知書及び入札に関する説明資料（以下「指名通知」という。）において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないとされたとき。

(入札保証金の納付に代わる担保)

第6条 前条の規定による入札保証金の納付は、次の表の左欄に掲げる担保の提供をもってこれに代えることができる。この場合において、当該担保の価値は、担保の種類ごとにそれぞれ同表の右欄の定めるところによる。

担保の種類	担保の価値
国債	政府ニ納ムベキ保証金其ノ他ノ担保ニ充用スル国債ノ価格ニ関スル件（明治41年勅令第287号）の例による金額
地方債	
銀行が振り出し又は支払保証をした小切手	小切手金額
銀行の支払保証	その保証する金額
上記のほか市長が確実と認めたもの	市長が適正と認めた金額

- 2 入札参加者は、国債及び地方債を入札保証金に代わる担保として提供する場合において、当該担保が記名証券であるときは売却承諾書及び委任状を添付しなければならない。
- 3 入札参加者は、銀行の支払保証を入札保証金に代わる担保として提供する場合は、当該保証を証する書面を提出しなければならない。

(入札保証保険証券の提出)

第7条 入札参加者は、市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したことにより入札保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出しなければならない。

(入札保証金等の納付方法)

第8条 入札保証金は、市の発行する入札保証金納付書により納付しなければならない。

2 入札保証金の納付があったときは、入札保証金領収書及び納付証明書を当該納入者に交付する。

3 入札保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合においては、前2項の規定を準用する。

(入札の基本的事項)

第9条 入札参加者は、市から提示された仕様書、図面、内訳書等(以下「入札資料」という。)及び契約条項その他契約締結に必要な条件を承知のうえ、入札をしなければならない。

2 入札資料に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が他の入札資料あるいは当該契約に関して提示された書面等との相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができない。

3 第1項の入札は、総価により行わなければならない。ただし、公告又は指名通知において単価によるべきことを指示した場合においては、その指示するところによる。

(入札資料に関する質疑等)

第10条 入札参加者は、入札資料に疑義を生じたときは、公告又は指名通知において指定した日までに質問をすることができる。

2 前項の質問に対する回答は、公告又は指名通知において指定した日までに行うものとする。

3 質疑の回答は、入札資料、入札条件及び契約条件の追加又は修正とみなす。

(入札の辞退)

第11条 入札参加者は、入札書を提出するときまで、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札参加者が入札を辞退しようとするときは、入札辞退届を提出するものとする。

3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第 12 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、自己の入札価格を開示してはならない。

4 入札参加者は、公告後又は指名通知を受領後、落札者が決定されるまでの間、他の入札参加者をさぐる行為をしてはならない。

(入札)

第 13 条 入札参加者は、電子調達サービスにおける入札書に必要な事項を入力し、記名若しくは押印に相当する電磁的記録による認証を付し、公告又は指名通知において示した入札締切日時までに提出しなければならない。この場合において、入札保証金の納付を必要とするものについては、入札保証金納付証明書を当該契約事務を担当する市職員（以下「契約事務担当者」という。）に直接持参するか郵便等で送付しなければならない。入札保証金の納付に代えて担保を提出した場合において、当該担保が有価証券である場合についても同様とする。

(入札の中止等)

第 14 条 次の各号のいずれかに掲げる事由に該当するときは、入札を中断又は中止することがある。

(1) 天災

(2) 広域的又は地域的停電

(3) 電子調達サービスにおけるシステム障害

(4) 最低入札参加者数（入札を成立させることができる有効な入札書の提出数）を欠くことが明らかになった場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、やむを得ない事由があると認められる場合

2 前項各号に掲げる事由により、電子入札を中断又は中止したときは、紙による入札に切り替えることがある。

3 入札参加者が第 12 条に抵触したおそれがあるときなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札の執行を延期又は中止する。

(入札書の書換等の禁止)

第 15 条 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(開札)

第 16 条 開札は、あらかじめ指定した日時及び場所において、当該入札事務に関係のない市職員の立会いのもとに行う。

(入札の無効)

第 17 条 次の各号の一に該当する入札及び明らかに連合によると認められる入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 入札書が提出締切日時までに、電子調達サービスのサーバーに到達しないもの
- (4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印に相当する電磁的記録がなされていないもの
- (5) 電子調達サービスの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した入札
- (6) 電子調達サービスにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した入札
- (7) 電子調達サービスの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札
- (8) 予定価格を事前公表している場合において、予定価格を超える金額での入札
- (9) 再度入札にあつては、初度入札における最低入札金額以上の金額での入札
- (10) 案件毎に、公告等において無効と定めた事項に該当する入札
- (11) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

(落札者)

第 18 条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、工事若しくは製造の請負又は業務委託の場合においては、次条及び第 20 条の定めるところにより予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者のうち、最低の価格で入札をした者以外の者を落札者とすることがある。

(最低価格の入札者以外の者を落札者とするができる場合)

第 19 条 工事若しくは製造の請負又は業務委託の競争入札の場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者の当該入札に係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて、著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした他の者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とすることがある。

(最低制限価格を設けた場合の落札者)

第 20 条 工事若しくは製造の請負又は業務委託の競争入札の場合において、当該契約

の内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めてあらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内で最低の価格で入札をした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。

(再度入札)

第 21 条 開札をした場合において、落札者とするべき価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。

2 再度入札に参加することができる者は、初度入札に参加した者のうち、当該入札が第 17 条の規定により無効とされなかった者及び最低制限価格を設けた場合の最低制限価格以上の価格で入札した者に限る。

3 第 1 項の再度入札の回数は、原則として 1 回とする。ただし、再度入札に参加することができる者がいないときは、再度入札は行わない。また、予定価格を事前に公表して行った入札についても、再度入札を行わない。

(再度入札の保証金)

第 22 条 前条の規定により再度入札を行う場合においては、初度入札に対する入札保証金の納付（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）をもって再度入札における入札保証金の納付があったものとみなす。

(くじによる落札者の決定)

第 23 条 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、当該入札者が入札書作成時に入力した「くじ番号」によるくじで落札者を決定する。

(入札結果の通知)

第 24 条 開札をした場合において落札者があるときは、その者の氏名（法人の場合は、その名称）及び金額を、落札者がないときは、その旨を電子調達サービスで入札者に知らせる。この場合において、落札者となった者には電子調達サービスで落札者となった旨を通知する。

(契約書の作成)

第 25 条 落札者は、落札者となった旨の通知受領後速やかに契約書を 2 部作成し、記名押印のうえ、入札資料を添えて提出しなければならない。

2 契約書の提出が遅れたときは、落札はその効力を失うことがある。

3 市長は、契約書の提出があったときは、当該契約書に記名押印し、その 1 部を落札者に返付する。

(契約書作成の省略)

第 26 条 契約書の作成を省略する場合は、あらかじめ公告又は指名通知において指示する。

2 前項の規定により契約書の作成を省略する場合においては、請書その他これに準ずる書面（以下「請書等」という。）を提出させる。

（契約の確定）

第 27 条 契約書を作成する契約においては、当該契約は、市長が落札者とともに契約書に記名押印したときに確定する。

（議会の議決を得なければならない契約）

第 28 条 工事又は製造の請負で予定価格が 1 億 7000 万円以上の契約及び動産の買入れ又は売払いで予定価格が 2000 万円以上の契約については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 3 号）の定めるところにより町田市議会の議決に付し、可決された後に当該契約を確定させる。

（入札保証金の返還）

第 29 条 入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。以下本条において同じ。）は、落札者に対しては契約保証金の納付後（契約保証金の納付に代えて担保が提供される場合においては、当該担保の提供後）、その他の者に対しては落札者の決定後これを返還する。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合においては、当該各号の定めるところにより入札保証金を返還する。ただし、落札者以外の者に対しては、この限りではない。

(1) 契約保証金の全部を納めないこととした場合においては、契約の確定後

(2) 契約書の作成を省略し、かつ、契約保証金の全部を納めさせないこととした場合においては、請書等の提出後

3 入札保証金の返還を受ける場合においては、入札保証金納付証明書を提出するものとする。

（入札保証金に対する利息）

第 30 条 入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した日からその返還を受ける日までの期間に対する利息の支払いを請求することができない。

（入札保証金の没収）

第 31 条 入札保証金を納付させた場合において、落札者が契約を締結しないときは、当該落札者の納付に係る入札保証金（入札保証金の納付に代えて提供された担保を含む。）は、市に帰属する。

（契約保証金）

第 32 条 落札者は、契約金額（単価による契約にあっては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の 100 分の 10 以上の契約保証金を、契約書（契約書の作成を省略する場合にあっては、請書等）の提出前に納付しなければならない。ただし、

次に掲げる場合においては、その全部又は一部の納付を必要としない。また、契約保証金の納付に代えて、保証金額を契約金額の 100 分の 30 以上とする公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限り。）としなければならない場合がある。

- (1) 落札者が、保険会社との間に市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 落札者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 公告又は指名通知において、その全部又は一部の納付を必要としないものとされたとき。

（契約保証金に代わる担保等についての入札保証金の規定の準用）

第 33 条 第 6 条及び第 30 条の規定は、契約保証金について準用する。

2 契約保証金の納付は、前項の規定によるほか、担保として公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 5 条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の支払保証を提供することをもってこれに代えることができる。この場合においては、第 6 条中の銀行の支払保証に関する規定を準用する。

（契約保証金等の納付方法）

第 34 条 契約保証金は、契約書（契約書の作成を省略する場合にあっては、請書等）の提出前に、市の発行する納付書により納付しなければならない。

2 市は、契約保証金の納付があったときは、領収書を当該納入者に交付する。

3 契約保証金の納付に代えて有価証券を担保として提供する場合においては、前 2 項の規定を準用する。

（履行保証保険証券等の提出）

第 35 条 落札者は、市を被保険者とする履行保証保険契約又は公共工事履行保証契約を締結して契約保証金の全部又は一部を納付しないこととする場合においては、当該契約に係る履行保証保険証券又は公共工事履行保証証券を提出しなければならない。

（異議の申立）

第 36 条 入札した者は、入札後、この心得、入札資料、契約条項及び現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他）

第 37 条 この心得に明記のない事項及び解釈については、契約事務担当者の指示による。なお、競争見積り等の場合についてもこの心得を準用する。